

## 新たな管理型最終処分場候補地選定委員会(第4回委員会) 会議要旨

平成29年10月27日(金) 13:00~16:40  
高知城ホール 2階 くすのき

### 1 出席

#### (1)委員

- ・7名(欠席:大崎章代委員、西條辰義委員、中澤慎二委員、吉村文次委員)

#### (2)事務局

- ・田所林業振興・環境部長、森下副部長、萩野環境対策課長 他4名

### 2 報告事項

#### 第3回委員会における審議の概要等について

##### 【事務局】

- ・第3回委員会の会議要旨及び委員会終了後に行った記者発表用の資料について説明。

### 3 議題

#### (1)応募箇所について

#### (2)2次スクリーニングの評価結果(案)について

- ・(1)及び(2)の議題の審議において使用する詳細な図面や画像は、高知県情報公開条例第6条第1項第2号に規定される非公開情報に該当するものと判断されることから、委員会の設置要綱第6条第4項に基づいて非公開審議とすることが決定された。(公開審議が全て終了した後、(1)及び(2)の議題を非公開にて審議した。)

- ・委員会終了後、同日19時から県政記者室において、非公開とされた審議の結果等について記者発表を行った。

→ 記者発表資料:環境対策課ホームページにて公開

#### (3)3次スクリーニングの評価項目及び評価方法(案)について

##### 【事務局】

- ・3次スクリーニングの評価項目及び評価方法(案)について説明。→ 承認

##### 【主な意見等】

- ・建物と保育園と病院が同じ評価になっているが、この先のスクリーニングでは項目ごとの優劣等についてどう考えるのか。→『意見に対する対応等』:①による

- ・保育園や病院は、「○」か「×」の評価が望ましいのではないか。例えば、調査対象地から1000m以内に存在すれば「×」として選定から外すのはどうか?

→『意見に対する対応等』:①による

- ・希少野生動植物に関して、移動性の小さい動物は評価対象とすべきではないか。  
→『意見に対する対応等』:②による
- ・植物は、生息地が調査対象地から 2km 以上離れていれば「○」としているが、「○」評価の箇所はないと思われる。また、調査対象地内に生息地があれば「×」としているが、ほとんどの箇所が「×」となる可能性もあるので、絶滅危惧種の種類数等によって相対的な評価とした方がよいと考える。  
→『意見に対する対応等』:②による
- ・「×」が1個でも付いた箇所は、選定から外れるのか?  
→『意見に対する対応等』:①による
- ・国土数値情報や地形図(1/25,000)を基に調査を行うとしているが、地形図に出ていない道路や神社が存在することもあり全ての地理情報が網羅されているとは言えない。もう少し網羅的なデータはないのか?  
→『意見に対する対応等』:③による

#### 『意見に対する対応等』

- ① 評価項目毎の評価は事務局において○△×方式で行う。また、評価結果をどのように判断するかは次回の委員会において審議して決定する。
- ② 野生動植物の評価基準に関しては、専門家に相談して再検討する。また、評価結果をどのように判断するかは次回の委員会において審議して決定する。
- ③ 水道水源や学校、病院等の位置情報については、行政機関が有する情報も活用する。また、地形図以外の情報を使用するときは、その情報源を資料に明示する。

#### 4 その他

##### 【事務局】

- ・第6回委員会が終了後、後日に委員会から県に提出していただく「報告書」の構成イメージを説明
- ・次回委員会の日時について説明(12月6日 13時~)
- ・第6回委員会(H30.1月下旬予定)の開催時間について説明

# 新たな管理型最終処分場 候補地選定委員会

## 第4回委員会の非公開審議結果について

(平成29年10月27日開催)

- 1 応募箇所について
- 2 2次スクリーニングの評価結果について

林業振興・環境部 環境対策課

### 1 応募箇所について

## 1 応募対象となる土地要件の確認

応募のあった4箇所について、応募対象となる土地要件の確認を行った

- ①面積が5.5ha以上の土地であること
- ②除外区域に該当しない土地であること
  - ・計画・設計・管理要領における処分場の建設が基本的に困難な法規制区域等  
(国立及び国定公園、国有林、保安林他)
  - ・防災の観点による区域(地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域 他)
  - ・土地利用の観点の区域(市街化区域、農用地区域 他)
- ③高知市中心部から自動車で概ね1時間以内に到達できる土地であること

・4箇所とも応募対象となる土地の要件を満たしている

## 2 1次スクリーニング項目の確認

次に、1次スクリーニング項目の確認を行った

- ①新施設の整備に必要となる土地の条件  
敷地面積:5.5ha以上
- ②幹線道路からの範囲  
2.0km以内(直線距離)で到達が可能である範囲
- ③地形的条件  
谷地形又は平坦地(概ね1.3ha以上の平坦地を含む面積が5.5ha以上の土地も含む)とし、土地(谷筋)の勾配(傾斜)は、14%以下
- ④土地の利用状況  
全箇所とも土地所有者からの応募であったため、現況の土地利用状況は考慮しない

・4箇所のうち1箇所は、上記項目を満たしていることが確認できたため、1次調査対象地に追加して2次スクリーニングを実施する

## 2 2次スクリーニングの評価結果について

## 1 2次スクリーニング項目等の確認

第3回委員会において決定された2次スクリーニング項目等について確認した

### ○評価方式(第3回委員会決定事項)

各スクリーニングにおける評価項目は、「○×方式」又は「○△×方式」により評価する

### ○評価項目(第3回委員会決定事項)

- ・森林法 > 地域森林計画対象民有林
- ・景観法 > 景観計画区域
- ・文化財保護法 > 重要文化的景観
- ・都市公園法 > 都市公園
- ・宅地造成等規制法 > 宅地造成工事規制区域
- ・高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(以下「四万十川条例」という。)
  - > 重点地域
  - ・土砂災害危険箇所(土木部防災砂防課所管)
    - > 土石流危険渓流(被害想定区域)
    - > 急傾斜地崩壊危険箇所
    - > 地すべり危険箇所
  - ・山地災害危険地区(林業振興・環境部治山林道課所管)
    - > 山腹崩壊危険地区
    - > 崩壊土砂流出危険地区
    - > 地すべり危険地区
  - ・地すべり危険地区(農業振興部農業基盤課所管)
  - ・常時水流のある谷(国土地理院の地形図で表記)

4

### ○評価項目毎の評価基準

- ・重要文化的景観の重要構成要素、四万十川条例(重点地域)、常時水流のある谷の評価項目については調査対象地が一部でも該当すれば、「除外」する(第3回委員会決定事項)
- ・評価項目毎の評価基準は、調査対象地の全範囲が区域に該当する場合は「×」、全範囲が該当しない場合は「○」、一部該当する場合は「△」とする(第3回委員会決定事項)
- ・土砂災害危険箇所、山地災害危険地区については、更に3種類に細分されるため、細分類毎に評価を行う

調査方法	評価項目	評価項目毎の評価基準 (○:評価高 △:評価普 ×:評価低)
既存資料による 机上調査	重要文化的景観の重要構成要素	非該当:○、一部でも該当:除外
	四万十川条例(重点地域)	非該当:○、一部でも該当:除外
	常時水流のある谷	非該当:○、一部でも該当:除外
	地域森林計画対象民有林	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	景観計画区域	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	都市公園	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	宅地造成工事規制区域	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	土砂災害危険箇所 (土木部防災砂防課所管)	土石流危険渓流 非該当:○、一部該当:△、該当:×
		急傾斜地崩壊危険箇所 非該当:○、一部該当:△、該当:×
		地すべり危険箇所 非該当:○、一部該当:△、該当:×
	山地災害危険地区 (林業振興・環境部治山林道課所管)	山腹崩壊危険地区 非該当:○、一部該当:△、該当:×
		崩壊土砂流出危険地区 非該当:○、一部該当:△、該当:×
	地すべり危険地区(農業振興部農業基盤課所管)	地すべり危険地区 非該当:○、一部該当:△、該当:×

5

## 2 評価結果

1次調査対象地105箇所(抽出104箇所、応募1箇所)の評価表を作成し、審議を行った

・評価項目毎に、○、△、×の評価を行った

・調査対象地の一部が評価項目の区域に該当すれば、△評価となるため、当該評価項目に該当する部分の面積を除外した範囲が必要となる5.5ha以上を確保することができるか否か、また、該当する部分を除外した土地の形状はどうなのが等を総合的に判断して、評価を行った

9市町村の27箇所が2次調査対象地に選定された